

国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引きによる納付)について

豊見城市 国民健康保険課 賦課班

国の医療制度改革による地方税法等の改正に伴い、平成 20 年 10 月から、世帯主様の年金からの天引きにより現年度の国民健康保険税を納めていただく「特別徴収」が実施されております。

1. 特別徴収の対象世帯となる条件

以下の①～④までの全ての条件に該当する世帯につきましては、偶数月に支給される年金から天引きする形で、国民健康保険税を納めていただくこととなります。

- ①世帯主が国民健康保険に加入していること
- ②世帯の国民健康保険加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満であること
- ③世帯主が年額 18 万円以上の年金を受給しており、既に介護保険料が年金から特別徴収されていること
- ④特別徴収の対象となる年金の年間受給額が、介護保険料と国民健康保険税の合計の 2 倍以上であること (対象となる年金の年間受給額) > (介護保険料年額 + 国民健康保険税年額) × 2

(関連法令：地方税法第 706 条第 2 項、地方税法施行令第 56 条の 89 の 2 第 3 項 1～3 号、豊見城市国民健康保険税条例第 14 条)

2. 特別徴収の金額について

【仮徴収】			【本徴収】		
4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月

【仮徴収】 4 月・6 月・8 月支給の年金から、下記の保険税額が天引きされます。

- ①仮徴収から初めて特別徴収が開始される世帯：前年度の国民健康保険税額を 6 で除した金額

(関連法令：地方税法第 718 条の 8 第 2 項、豊見城市国民健康保険税条例第 19 条)

- ②昨年に引き続き、特別徴収の対象となる世帯：前年度 2 月に年金から天引きされた額と同額

(関連法令：地方税法施行規則第 24 条の 36、豊見城市国民健康保険税条例第 18 条)

【本徴収】 10 月・12 月・翌年 2 月支給の年金から、下記の保険税額が天引きされます。

- ①仮徴収後も継続して特別徴収の対象となる世帯

今年度の国民健康保険税額(6 月以降に決定)から、仮徴収で納めていただいた税額を差し引いて、残りの税額を 3 で除した金額

- ②本徴収から初めて特別徴収の対象となる世帯

今年度の国民健康保険税額から、7 月～9 月の普通徴収で納めていただいた税額を差し引いて、残りの税額を 3 で除した金額

*** 納付方法を口座振替に変更することも可能です。裏面をご覧ください ***

3. 特別徴収から口座振替への変更手続き

特別徴収による納付を希望されない場合は、以下の手続きにより「**口座振替**」による納付へ変更することも可能です。(関連法令：地方税法施行令第56条の89の2第3項4号)

市役所 国民健康保険課窓口でペイジー口座振替受付サービス手続きを行います。
窓口専用端末でキャッシュカードを読み取るだけで、口座振替のお申込みが完了します。

【お申込みの流れ】

- ① 納付方法変更申請書に必要事項をご記入。
- ② ペイジー専用申込書のご記入。
- ③ 専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号(4ケタ)をご入力。
- ④ 登録内容を確認し、「本人控え」をお受け取り。

【ご持参いただくもの】

- ア、国民健康保険被保険者証
- イ、サービス対応金融機関のキャッシュカード(来庁される本人のキャッシュカードに限る)
- ウ、本人確認書類(運転免許証など)

【サービス対応金融機関】

- ◆琉球銀行 ◆沖縄銀行 ◆沖縄海邦銀行 ◆沖縄労働金庫 ◆コザ信用金庫
- ◆ゆうちょ銀行 ◆沖縄県農業協同組合

【注意事項】

上記【サービス対応金融機関】以外の口座から振替を希望される方は、各金融機関窓口にて口座振替依頼書提出後にお手続きをお願いします。

ただし、特別徴収を中止するためには、年金保険者等との事務処理の都合上、下記スケジュールのとおり年金支給月の約2ヶ月前迄の中止申請手続きが必要です。

【特別徴収の中止可能スケジュール(市役所での申請書受付期限)】

特徴中止可能月 (年金支給月)	6月	8月	10月	12月	2月
申請書受付期限 (口座振替手続き済み であれば受付)	4月上旬	6月上旬	8月上旬	10月上旬	12月上旬

(※上記の申請書受付期限日が、土・日・祝祭日にあたる場合は、その前の平日が申請書受付期限となります)

※口座振替の場合は、年間の国保税額を9分割にし、年9回の納期限日に口座から税額が引き落としされます。
特別徴収の場合は、年間の国保税額を6分割にし、年金支給月(年6回の偶数月)に世帯主の年金から税額が差し引かれることから、1回につき納めていただく税額は異なりますが、年間で納めていただく国保税額は同額となっております。

※口座振替変更後に残高不足等で未納となった場合は、特別徴収に変更させていただく場合があります。